

令和3年度入園申込 利用調整基準

★この基準の項目・点数は毎年度見直しを行っています

基本点（保護者の点数の平均）

※育児休暇復帰後が育児短時間勤務となる場合、短時間勤務でなかった場合の勤務時間区分とする。

区分	(1) 保護者の状況			選択	父	母	同居/65才未満		
							祖父	祖母	
①	居宅外就労	↓どちらかに○		1週あたり40時間以上の就労が常態	ア	20	20	参考	参考
		・外勤 ・居宅外自営 (※下記A又はBの場合のみ) A：自宅と店舗等が同一又は隣接地敷内でない B：Aに該当しないが、常時危険物(大型機械・劇薬・火気・刃物等)を取扱うため就労中の保育の危険がある	1週あたり37.5時間以上の就労が常態		イ	19.5	19.5	参考	参考
			1週あたり35時間以上の就労が常態		ウ	18	18	参考	参考
			1週あたり30時間以上の就労が常態		エ	16	16	参考	参考
			1週あたり25時間以上の就労が常態		オ	13	13	参考	参考
			1週あたり20時間以上の就労が常態		カ	9	9	参考	参考
			1週あたり16時間以上の就労が常態		キ	6	6	参考	参考
	居宅内就労	↓どちらかに○		1週あたり40時間以上の就労が常態	ク	19	19	参考	参考
		・内勤 (※テレワークなど常時在宅勤務の場合を含む) ・居宅内自営 (※農業を含む)	1週あたり37.5時間以上の就労が常態		ケ	18.5	18.5	参考	参考
			1週あたり35時間以上の就労が常態		コ	17	17	参考	参考
			1週あたり30時間以上の就労が常態		サ	15	15	参考	参考
			1週あたり25時間以上の就労が常態		シ	12	12	参考	参考
			1週あたり20時間以上の就労が常態		ス	8	8	参考	参考
			1週あたり16時間以上の就労が常態		セ	5	5	参考	参考
内職		ソ	2	2	参考	参考			
②	申込時に求職活動を実施している(職業訓練校除く。様式⑩求職活動状況申告書に活動内容を記入)				0.5	0.5	参考	参考	
③	産前産後(出産予定日の6週間前の日が属する月を入所希望月とする。母子手帳写し添付)					20			
④	疾病等(本人)	入院者	1ヶ月以上		ア	20	20	参考	参考
			2週間以上1ヶ月未満		イ	5	5	参考	参考
		通院者	週4日以上		ウ	5	5	参考	参考
			自宅療養者 ※証明書類：診断書・ケブ ^レ 等 ^ホ -	常時伏臥、感染症等		エ	20	20	参考
		上記以外で日常生活に支障があり、介護が必要		オ	8	8	参考	参考	
		介護を要する(概ね1,2級またはA判定程度)		カ	10	10	参考	参考	
		障害者 ※証明書類：ケブ ^レ 等 ^ホ -	保育に支障がある(概ね3級またはB判定程度)		キ	8	8	参考	参考
上記以外で必要と思われるもの(4級以下)			ク	4	4	参考	参考		
⑤	親族等の看護 (施設通所、入院の付添い) ※証明書類：診断書・ケブ ^レ 等 ^ホ -		週5日以上	日中の所要時間が8時間以上		ケ	10	10	参考
		日中の所要時間が4時間以上		コ	4	4	参考	参考	
		週4日以内	日中の所要時間が8時間以上		サ	8	8	参考	参考
			日中の所要時間が4時間以上		シ	2	2	参考	参考
	親族等の在宅介護 (主に介護している者) ※証明書類：診断書・ケブ ^レ 等 ^ホ -	重度の介護を要する(要介護認定区分における要介護4以上)		ス	10	10	参考	参考	
		中程度の介護を要する(要介護認定区分における要介護3程度)		セ	6	6	参考	参考	
軽度の介護を要する(要介護認定区分における要介護2程度)		ソ	4	4	参考	参考			
⑥	学校、職業訓練学校等への通学 ※証明書類：学生証、ケキ ^ル 表等	1週あたりの就学時間が計3.5時間以上		タ	16	16	参考	参考	
		1週あたりの就学時間が計3.0時間以上		チ	13	13	参考	参考	
		1週あたりの就学時間が計2.4時間以上		ツ	10	10	参考	参考	
		1週あたりの就学時間が計1.6時間以上		テ	4	4	参考	参考	
⑦	災害等(火災等による家屋損壊等の復旧のため保育ができない場合)※罹災証明書等			ト	20	20	参考	参考	
(参考)	上記該当者のうち必要な証明書類が提出できない方			ナ	x-0.5	x-0.5	参考	参考	

加減点項目（基本点に加減、減点を行う項目）

区分	(2) 家庭全般の状況	選択	世帯
福祉的配慮	低所得世帯（主に生計を支えている者の市民税が非課税）※ウ及びオとの重複不可	ア	+3
	生活保護世帯 ※ウとの重複不可	イ	+10
	ひとり親（母子家庭、父子家庭、またはそれに類する状態で、戸籍謄本等の証明書を提出した場合）	ウ	+25
	離婚調停中（裁判所が発行する事件係属証明書等を提出した場合）	エ	+10
	主たる生計維持者である保護者が倒産・リストラにより失職し、求職活動中 ※離職証明書提出/アとの重複不可	オ	+3
	入所申込児童が障害を有している（集団保育可能である場合のみ ※手帳または診断書等の写しを添付）	カ	+2
	児童福祉や子どもの発達支援等の観点から、福祉事務所長が特に必要と認めた場合	キ	※
養育環境的配慮	兄弟姉妹が入所希望施設にすでに在園している（入所希望日時時点で兄弟姉妹が卒園する場合は含まない。）	ク	+4
	・在園している兄弟姉妹が2・3号認定（こども園の新2・3号を含む※申込中・認定申請中・求職中は除く。）の場合	ケ	+1
	・在園している兄弟姉妹がこども園1号認定のみの場合	コ	+1
	兄弟姉妹同時の申込（ただし転園希望及び認定変更希望の申込を除く。双生児の場合は+2とする。）	サ	+3
	入所申込児童が認可外保育所・企業主導型保育所に通園中または島田市転入前に保育所等に通園中※在園証明書提出	シ	+3
	入所申込児童が地域型保育事業所の卒園予定の2歳児または島田ゆりかご保育所に通園している現2・3歳児	ス	-1
	入所申込児童のほかに家庭等で保育している児童がいる（看護・介護を要する場合を除く）	セ	参考
	・父母が交代で保育または祖父母等の親族が保育している	ソ	参考
	・認定こども園でない幼稚園へ通園している		
	・認可外施設や企業主導型保育所または職場内託児所に預けている		
	育児休業終了等の復職（★入園希望月は就労証明書記載の復職予定月の当月または前月とすること）※対象児童のみ加減	タ	+3
	・直ちに復職を希望する（育児延長困難又は入所決定次第、早期復職可能）※就労証明書上の15備考欄の記載必要	チ	+2
	・復職を希望するが、万が一希望施設に入所できない場合は育児休業の延長等が可能	ツ	-30
	・育児休業の延長を希望するための申込	テ	-0.5
	同居の65歳未満の祖父母が未就労（※疾病・要介護状態を除き、求職中を含む）である	ト	参考
	65歳以上70歳未満の祖父母等の同居者又は市内に居住する65歳未満の祖父母が未就労（※[テ]と同じ）である		
	父または母が単身赴任して居る祖父母等と同居していない（赴任先が就労証明書等で確認できる場合のみ）	ナ	+0.5
	・静岡県外に赴任している	ニ	+1
	・日本国外に赴任している（入園決定後、年間の所得を証明する書類一式提出必要）	ヌ	+1
市内に3親等以内の親族が1人もいない（様式④に記載漏れがある場合は加減なし）	ネ	+20	
下の子の育児休業取得のため一時的に退所した児童の再入園（満1歳までに職場復帰する場合のみ加算）	ノ	参考	
主に送迎をする者が、自家用車での送迎が不可能で近隣の保育所等を希望する場合			
その他参考	保育料を滞納している（納付誓約どおり納付されていない）	ハ	-20
	勤務先に入所希望児童を同伴している（居宅内自営または保育施設でない事業所内託児所等で保育している満1歳児以上）	ヒ	-1
	一斉受付期間内の申し込み（ただし内定キャンセル後の再選考または内定後の転園希望の随時選考時は加減なし）	フ	+0.5
	内定施設をキャンセルまたは内定入所月を変更したあとの再選考である	ヘ	-1
	0～2歳児の申込で、地域型保育事業所を利用希望施設に挙げている（希望施設数×0.1 ※最大0.5の加減）	ホ	+0.1
	島田市外の保育所等に勤務する保育士、幼稚園教諭等の子どもの利用	マ	+1
	島田市内の保育所等に勤務する保育士、幼稚園教諭等の子どもの利用であり、福祉事務所長が特に必要と認めた場合	ミ	※

「早期復職可能」の部分は入園希望月と育児期間との関係を確認するためのものなので、「延長困難」と同等の加減とはしないものとします。

※印欄は、個別の状況により選考を行う項目のため、申込者が○をつける必要はありません。

- (1) 保護者の状況欄は、保護者1人につき1項目のみとし、複数項目該当する場合には、高い点数の項目により選考します。
- 基本点（保護者の点数の平均）に加減点項目の点数を合算して選考します。
- 点数が同一の場合には、保護者や祖父母等の就労状況、住所地及び「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」で記載されている優先利用事由に鑑み、選考を行います。
- (2) オ「離職証明書」はハローワークに提出した写し、(2) サ「在園証明書」は施設長の押印が必要となります。
- 広域入所による選考のうち、入所希望月までに島田市への転入予定がない場合は、島田市民の選考が優先されます。
- 書類審査の過程で、申請時にチェックされている加減点項目の修正を市担当者が行なう点をご了承ください。